

4. 婦人保護施設について

婦人保護施設の都道府県別設置状況

令和3年4月1日現在

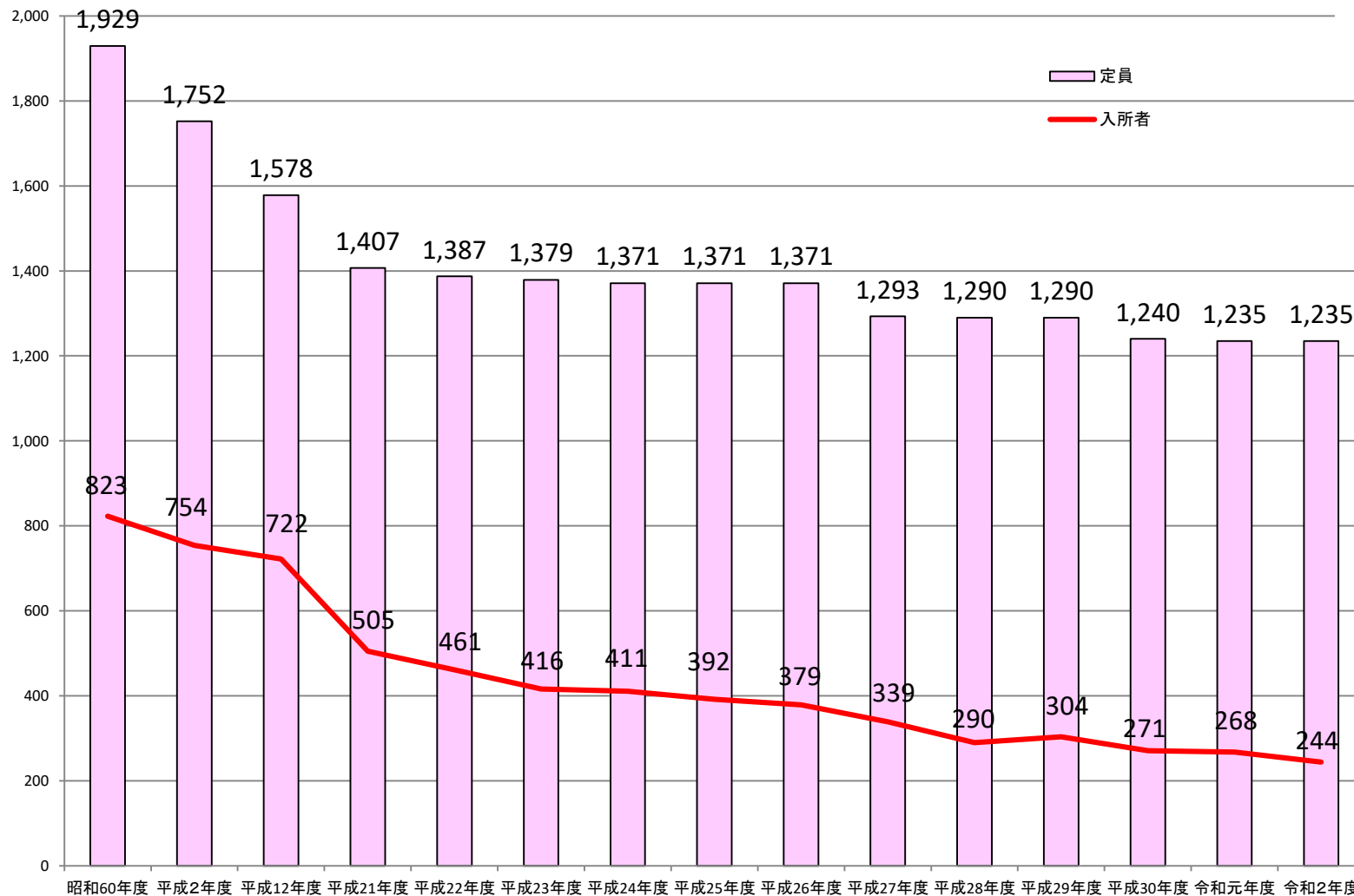
都道府県名	名 称	設置運営
北海道	北海道立女性相談援助センター	公設公営
青森	—	—
岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会 桐の苑	民設民営
宮城	宮城県コスモスハウス	公設民営
秋田	秋田県陽光園	公設民営
山形	金谷寮	公設公営
福島	福島県女性のための相談支援センター	公設公営
茨城	茨城県立若葉寮	公設公営
栃木	とちぎ男女共同参画センター	公設公営
群馬	三山寮	公設公営
埼玉	埼玉県婦人相談センター	公設公営
千葉	婦人保護施設 望みの門学園	民設民営
	かにかた婦人の村	民設民営
東京	救世軍新生寮	民設民営
	いこいの家	民設民営
	いずみ寮	民設民営
	救世軍婦人寮	民設民営
	慈愛寮	民設民営
神奈川	神奈川県女性保護施設 さつき寮	公設民営
新潟	新潟県あかしや寮	公設公営
富山	—	—
石川	石川県白百合寮	公設公営
福井	福井県若草寮	公設公営
山梨	山梨県婦人保護施設	公設公営
長野	婦人保護施設 県立ときわぎ寮	公設公営
岐阜	岐阜県立千草寮	公設民営
静岡	静岡県婦人保護施設 清流荘	公設民営
愛知	愛知県立白菊荘	民設民営
	愛知県立成願荘	民設民営

都道府県名	名 称	設置運営
三重	婦人保護施設あかつき寮	民設民営
滋賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	公設公営
京都	京都府家庭支援総合センター	公設公営
大阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	公設民営
	” のぞみ寮	公設民営
兵庫	神戸婦人寮	民設民営
	姫路婦人寮	民設民営
奈良	—	—
和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム	公設公営
鳥取	—	—
島根	—	—
岡山	(休止中)岡山県福祉相談センター	公設公営
広島	シャロン・ハウス	民設民営
山口	山口県大内寮	公設公営
徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	公設公営
香川	玉藻寮	公設公営
愛媛	愛媛県立さつき寮	公設公営
高知	—	—
福岡	アベニール福岡	公設民営
佐賀	婦人保護施設 たちばな	民設民営
長崎	県立清和寮	公設公営
熊本	—	—
大分	大分県婦人寮	公設公営
宮崎	宮崎県立きりしま寮	公設公営
鹿児島	婦人保護施設フェリオ鹿児島	民設民営
沖縄	うるま婦人寮	公設民営
	全国47か所	

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

(単位:人)



○婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少してきている。

○定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年

42.7%



令和2年度

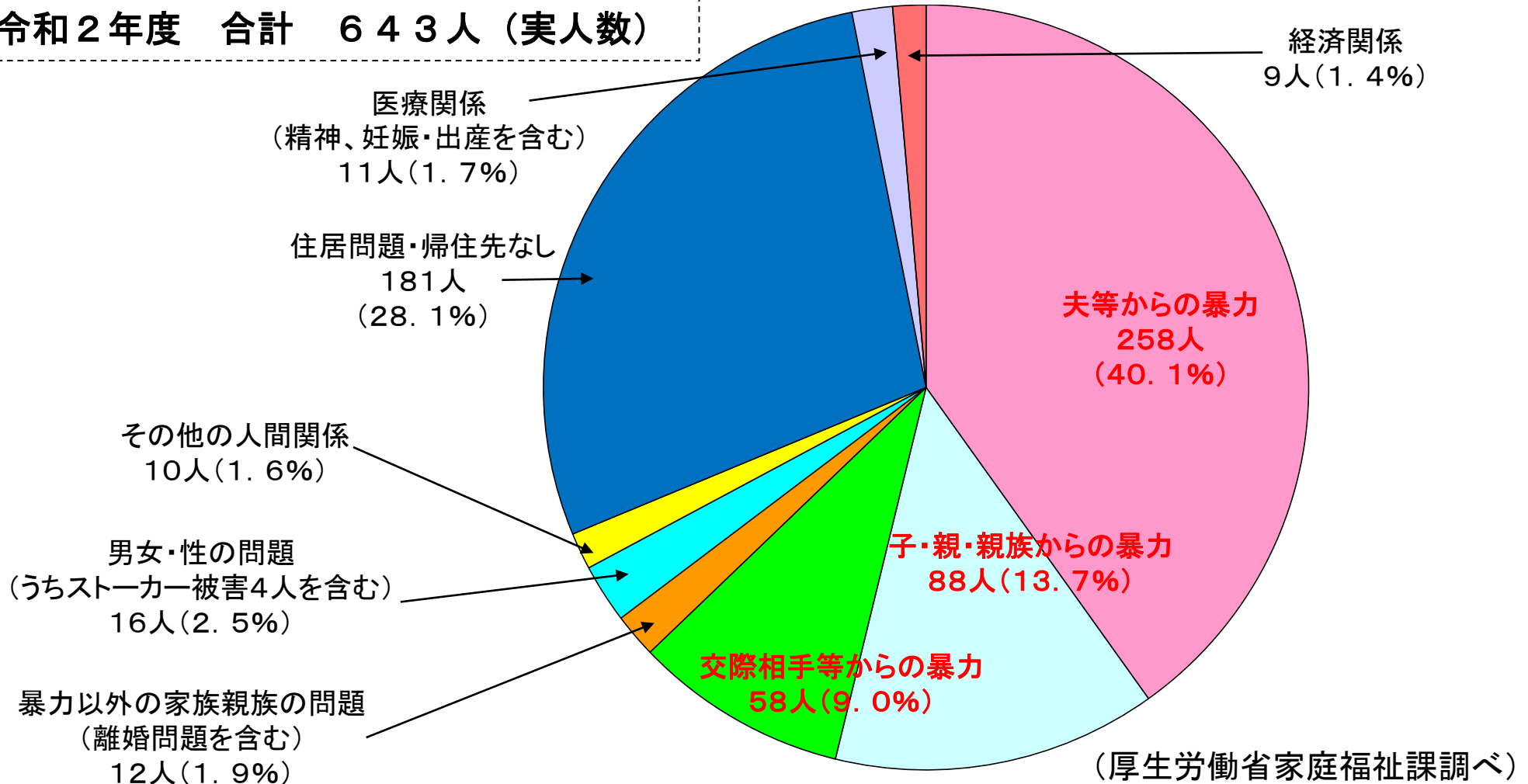
19.8%

注) 入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均入所者数は年間平均入所者数

婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の40.1%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の62.8%を占めている。
- ※ なお、在所者643人のほかに、同伴家族261人(うち同伴児童258人)が入所している。
- ※ 在所者643人の平均在所日数は、138.6日

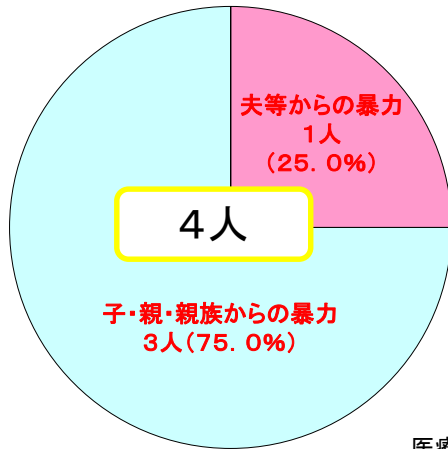
令和2年度 合計 643人 (実人数)



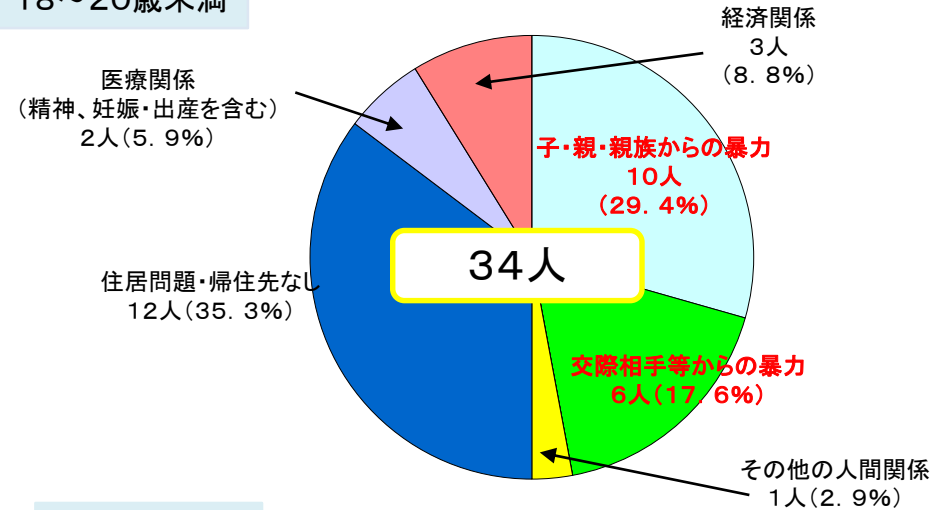
婦人保護施設における在所者の入所理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.6%。保護理由では、子・親・親族からの暴力75.0%、夫等からの暴力25.0%となっている。
- 18歳以上20歳未満は、全体の5.3%。保護理由では、住居問題・帰宅先なし35.3%、子・親・親族からの暴力29.4%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の47.4%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力39.3%、住居問題・帰宅先なし27.2%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の46.7%。保護理由では、夫等からの暴力45.7%、住居問題・帰宅先なし28.7%の順が多い。

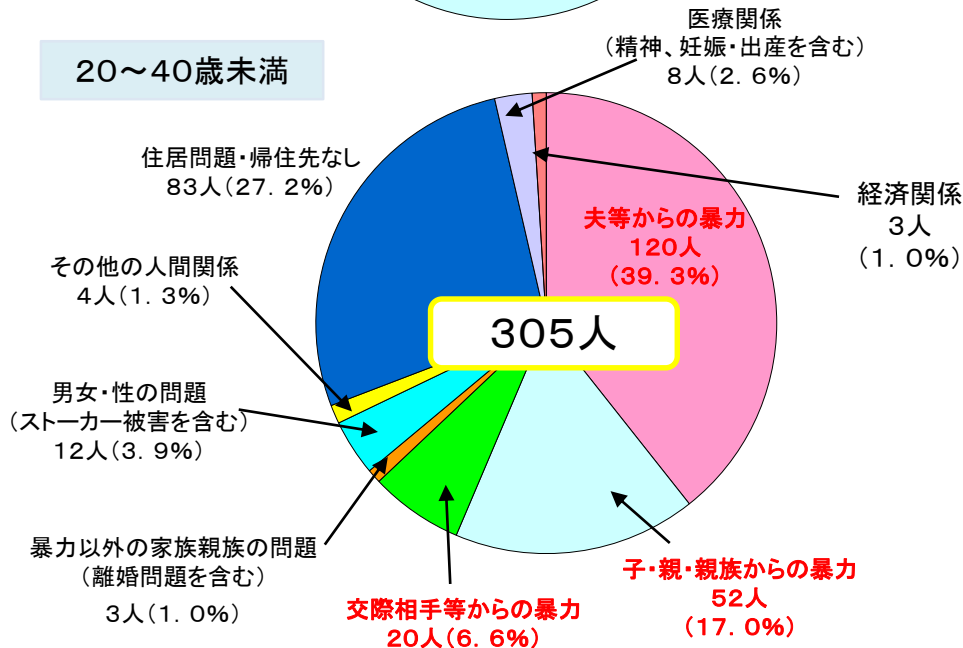
18歳未満



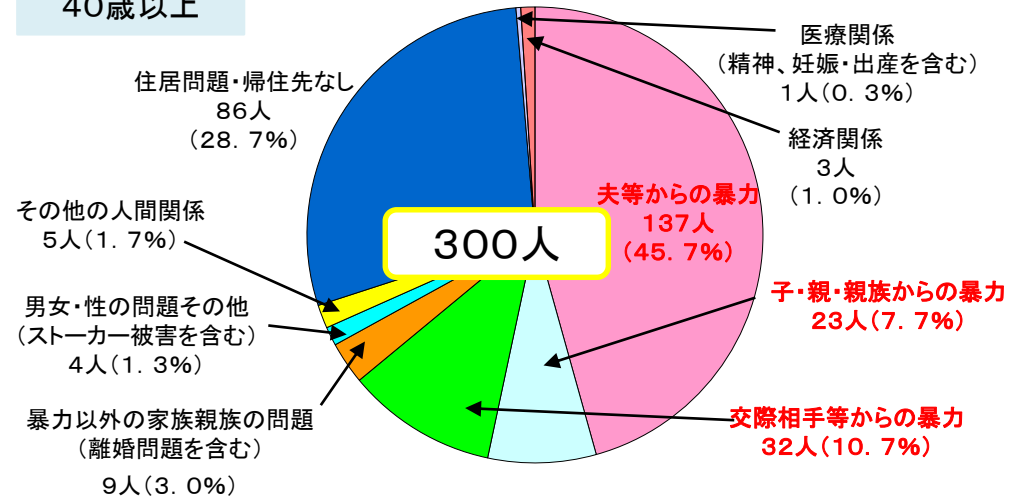
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上



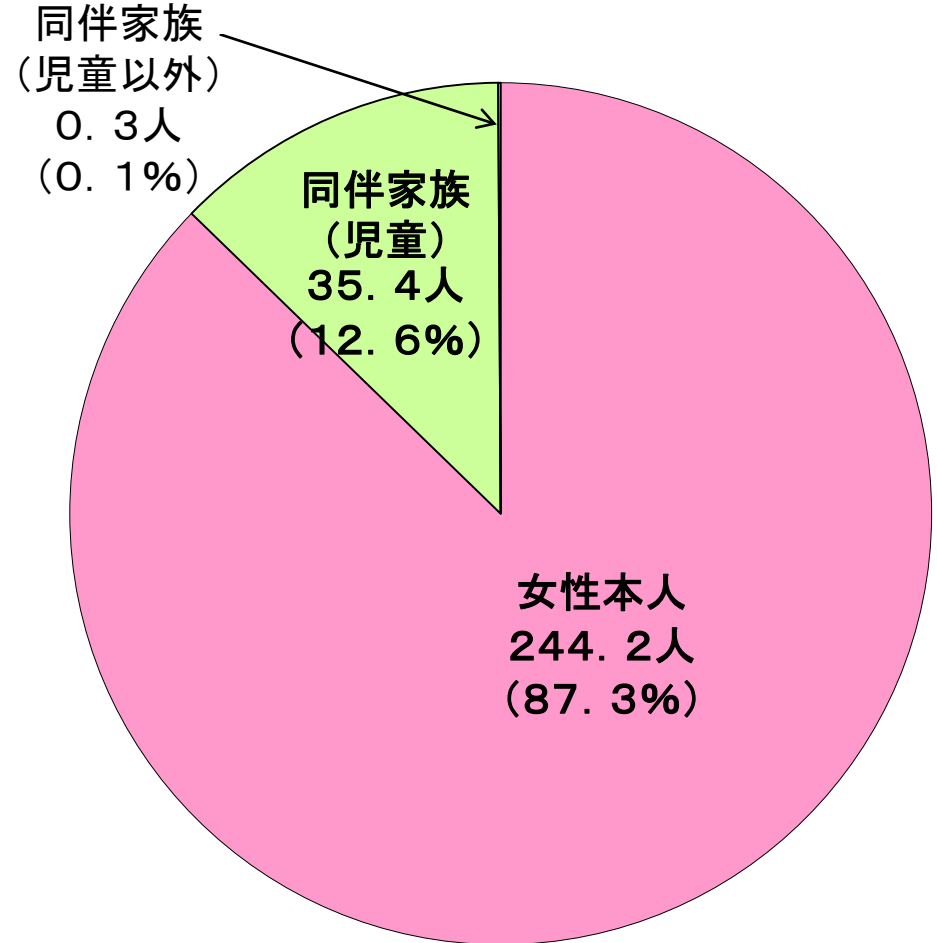
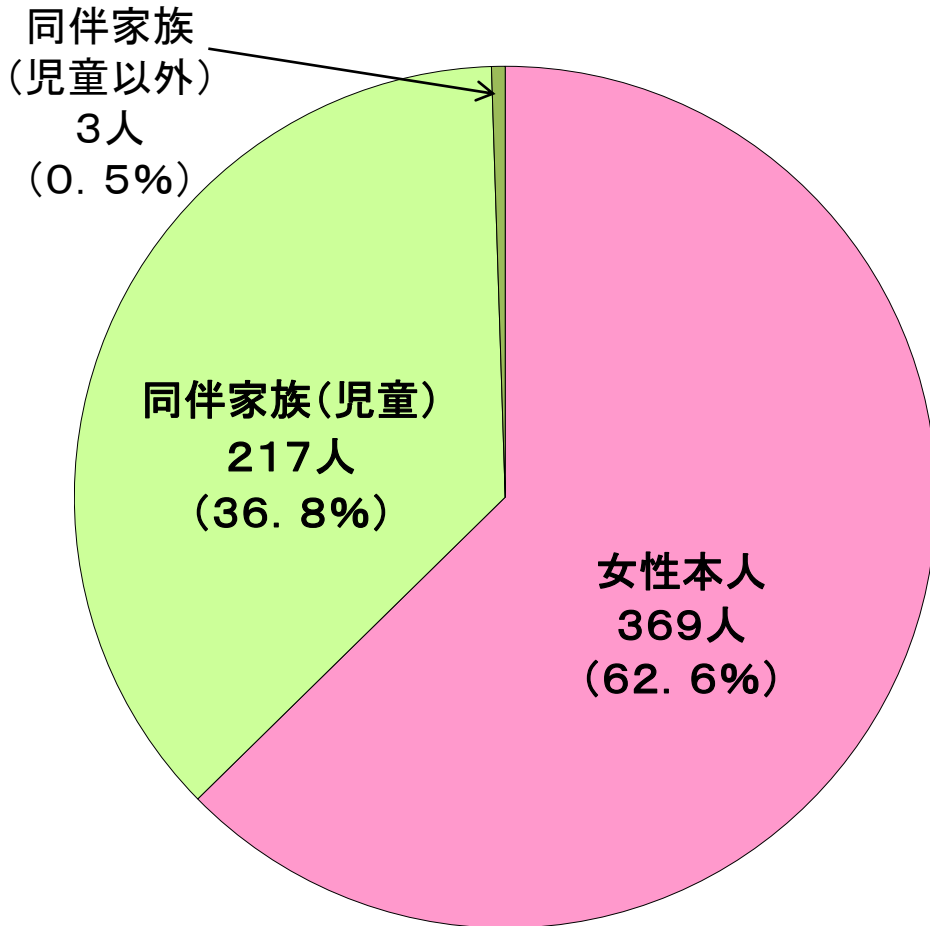
※年齢不明:0人
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設における同伴家族の割合

婦人保護施設の新規入所者数では、同伴児童が36.8%を占めるが、平均在所人数で見ると同伴児童は12.6%となっている。

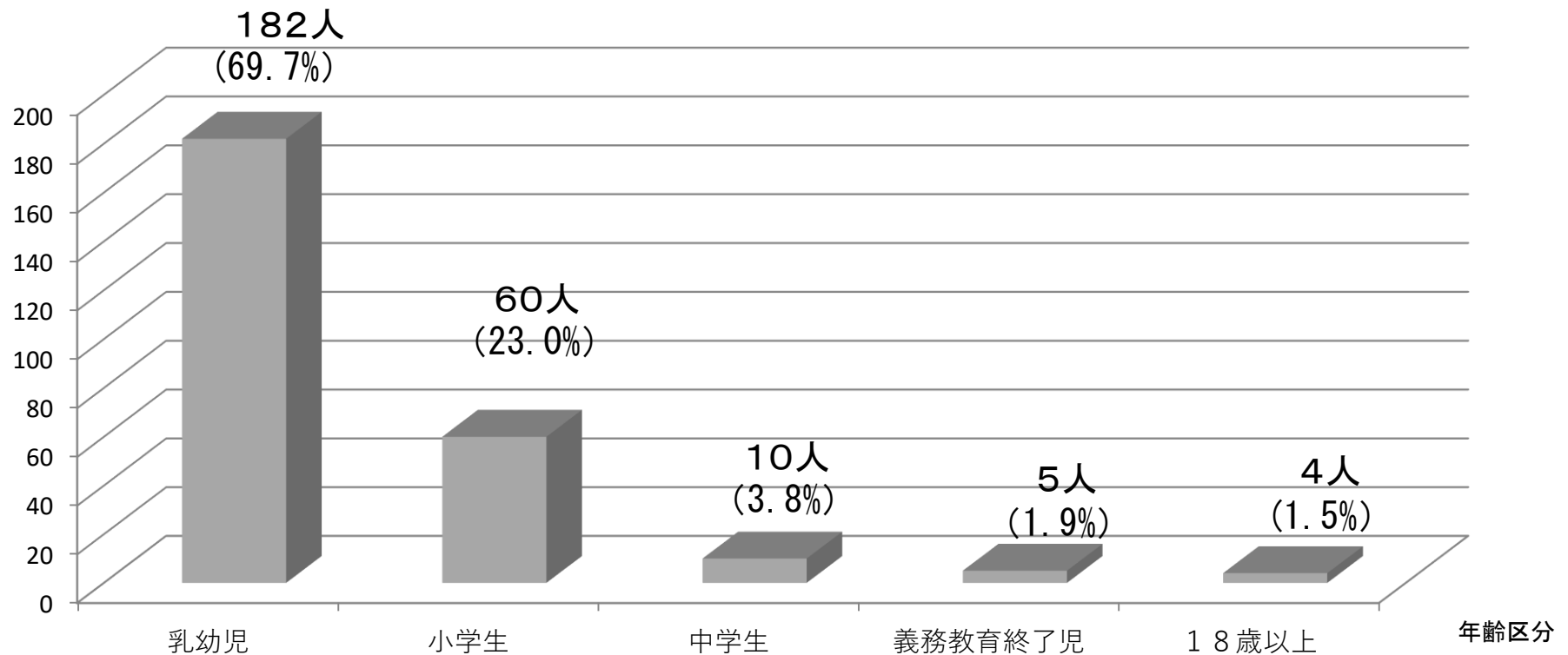
令和2年度婦人保護施設新規入所者 589人

令和2年度婦人保護施設平均在所人数 279.8人



婦人保護施設における同伴家族の状況(令和2年度)

○約7割が乳幼児。約2割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。



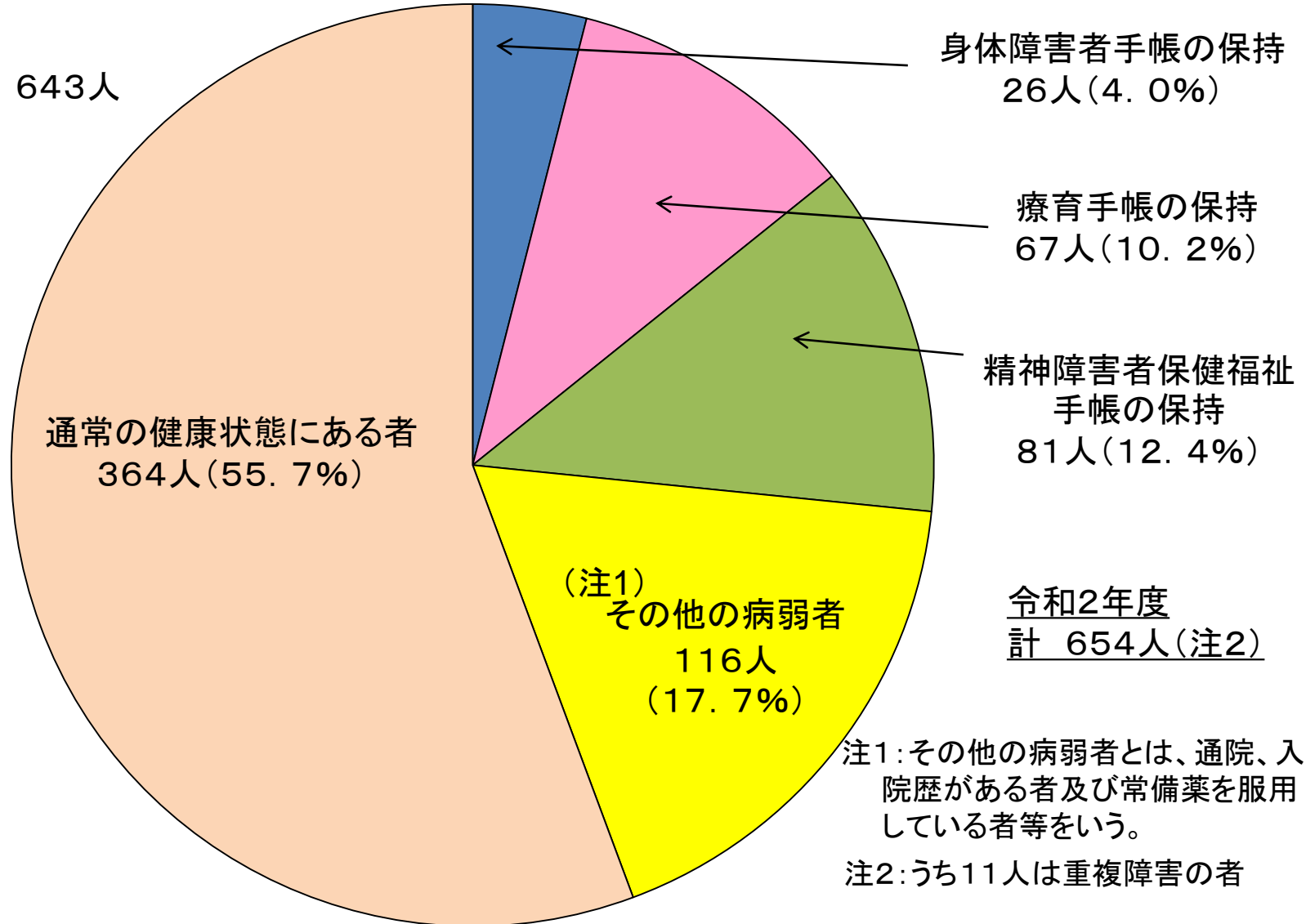
合計:261人(実人数)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、半数近くの女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考)令和2年度
婦人保護施設入所者数 643人



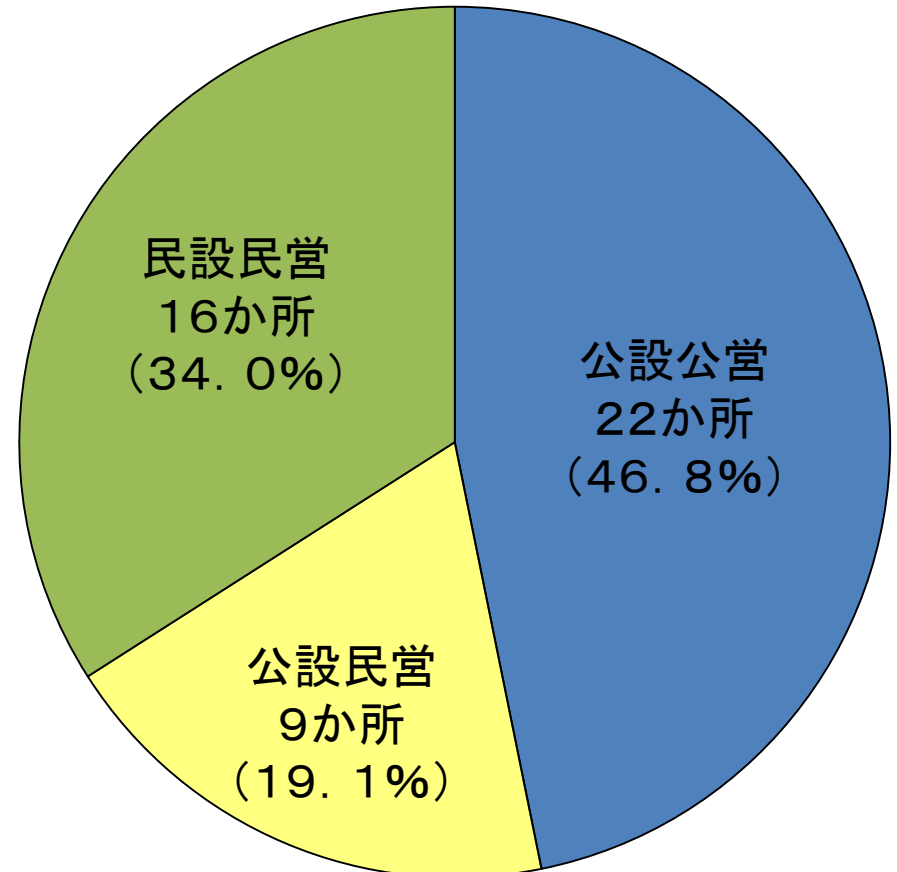
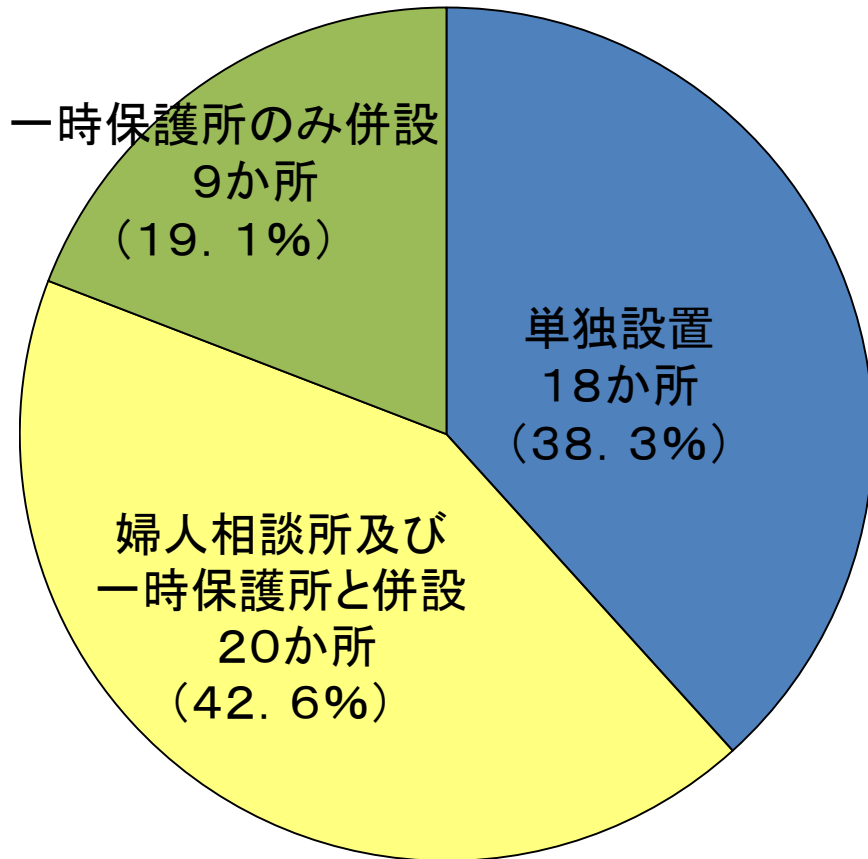
婦人保護施設の設置状況

○全国47か所の婦人保護施設のうち、婦人相談所と併設している施設が20か所。

○婦人相談所あるいは一時保護所とは別に単独で設置されている婦人保護施設は18か所。

このうち、設置主体が都道府県の施設が5か所、民間施設が13か所。

婦人保護施設 47か所(令和3年4月1日)



婦人保護施設に係る職員配置基準及び設備基準について

1. 婦人保護施設の職員配置基準(最低基準)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14・3・27厚労令49)	予算上の配置基準																																								
<p>(職員)</p> <p>第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。</p> <p>(施設長の資格要件)</p> <p>第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。</p> <p>二 罰金以上の刑に処されたことのない者であること。</p> <p>三 心身ともに健全な者であること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>施設長</th> <th>事務員</th> <th>主任指導員</th> <th>指導員</th> <th>看護師</th> <th>栄養士</th> <th>調理員等</th> <th>嘱託医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>51～100人</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>長期収容施設</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)括弧書きは、非常勤職員の別掲である。</p>		総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医	50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)	51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)	長期収容施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)
	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医																																
50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)																																
51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)																																
長期収容施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)																																

2. 婦人保護施設の職員配置(加算)

- 指導員加算(厚生労働大臣が必要と認めた数)
- 夜間警備体制強化加算(警備員1施設1名まで雇い上げ)
- 心理療法担当職員雇上費加算(1名)
- 同伴児童対応指導員雇上加算(同伴児童1日当たりの平均保護人数が21人以上の場合5名、16人以上21人未満の場合4名、11人以上16人未満の場合3名、6人以上11人未満の場合2名、6人未満の場合は1名)
- 精神科雇上費(精神に障害のある者が10人以上の場合、@13,570円/回)
- 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算(通訳者:日額10,790円、CW:日額7,180円)
- 個別対応職員加算(1名)H30～
- 同伴児童学習指導員加算(1名)R2～
- 同伴児童通学支援加算R2～
- 民間団体支援専門員(1名)R4～
- 連携強化のための心理療法担当職員(1名)R4～

3. 婦人保護施設の設備基準(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14・3・27厚労令49))

第十条

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所
- 十二 浴室
- 十三 便所
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。
 - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
 - ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。
ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
- 二 相談室
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 医務室
入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- 四 食堂及び調理室
食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
- 五 その他の設備
 - イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第十一条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

婦人保護長期入所施設運営要領(平成24年3月30日 雇用均等・児童家庭局長通知)

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名称 かにた婦人の村 所在地 (略)

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の(1)及び(2)に該当する者とする。

- (1)知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。
- (2)身の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

(1)入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

(2)入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

(3)入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支援

- (1)婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。
- (2)入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。
- (3)入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5 退所等

- (1)要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。
- (2)施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費(略)